

## 感染症の流行中における

## 自衛消防訓練の実施方法について

防火管理者の選任されている事業所等においては、「防火管理に係る消防計画」に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施することが義務付けられています。この自衛消防訓練は、感染症の拡大を理由に免除されるものではありません。感染予防のため集団形式での訓練が実施できない場合は、図上訓練や少人数での訓練を検討いただき、以下の内容を参考に実施してください。

1. **消火訓練** 消火器の設置場所や使い方について確認する。
2. **通報訓練** 119番通報の要領について確認する。
3. **避難訓練** 避難経路を確認し、避難障害となる物品等がないかを確認する。



### 訓練を実施する場合の留意事項

訓練を延期せずに実施する場合は、次の事項に留意して感染防止対策に努めてください。

1. 訓練参加者はできる限り**マスクを着用**してください。
2. 参加者同士が過度に**密集**することが無いような訓練場所（訓練方法）としてください。
3. **風邪症状**等のある方は参加を控えてください。
4. **高齢者**の方は、流行の状況によって参加を控えてください。
5. **手洗い・うがい**の励行、その他事業所の実態に応じた**感染防止対策**を講じてください。

- ☞予定された自衛消防訓練の**延期**については、各事業所等の**状況を踏まえ判断**してください。  
延期により期間内（年度内等）に、消防法上必要な実施回数を満たせない場合は、感染流行の終息後、速やかに実施してください。
- ☞流行時期に係わらず、自衛消防訓練を行う際は、**事前に消防本部予防課への届出**が必要です。なお、自衛消防訓練に必ずしも消防職員の派遣は必要ではありません。**防火管理者の指導**のもと、自衛消防訓練を実施していただいて構いません。

お問い合わせ先

行田市消防本部予防課

TEL 048-550-2121